

令和6年度

新婚さんの新生活を応援します！

西尾市結婚新生活支援補助金

新築住宅の
取得費用を補助



補助金額
最大 **30** 万円

対象となる夫婦

以下の全てを満たす夫婦（パートナーシップ宣誓制度利用者も可）

- ①婚姻日から2年以内または婚姻日から遡って1年以内に住居の新築、建替え、新築住宅購入又は新築マンション購入の契約をする
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦の所得を合算した額が500万円未満
- ④補助対象となる住居が市内にあり、夫婦ともにその住居に住民登録があり、その住居に住んでいる
- ⑤**住宅取得後1年を経過していない(令和6年度より)**
※新築・建替えの場合は登記事項証明書における「原因日」が取得日になります
※購入の場合は売買契約を行った日が取得日になります
- ⑥過去にこの補助金を受けていない
- ⑦市税の滞納がない
- ⑧西尾市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない

対象となる費用

住宅取得費用(新築、建替え、購入) 1世帯あたり上限30万円

※土地代、増築費用、リフォーム費用、中古住宅購入費用は対象となりません。

申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

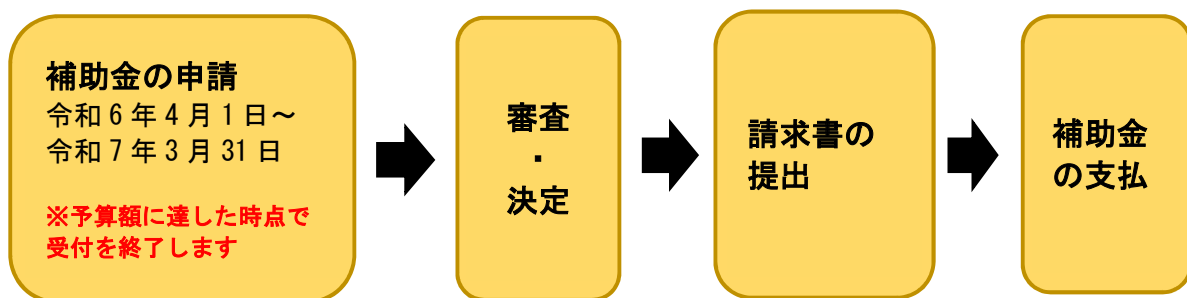
※予算額に達した時点で受付を終了します。(令和6年度の予算は15件分です。)

申請に必要な書類等は裏面をご覧ください。

申請に必要な書類

	確認	提出書類	取得場所
①		西尾市結婚新生活支援補助金交付申請書 (市ホームページからダウンロード可)	秘書政策課(市役所3階)または市ホームページ
②		婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 (パートナーシップ宣誓証明書の写し)	市民課(市役所1階)
③		夫婦の住民票の写し	市民課(市役所1階)
④		夫婦の所得証明書(申請時点で直近のもの)	税務課(市役所2階)
⑤		夫婦の市税に滞納がないことの証明(完納証明書)	収納課(市役所2階)
⑥		住居の新築、購入等の契約書及び支払完了が確認できる領収書等の写し	住宅メーカー等
⑦		住宅の登記事項証明書の写し (新築または建替えの場合)	住宅メーカーまたは法務局
⑧		市長が必要と認める書類(申請時に必要があれば)	

手続きの流れ



申請・問い合わせ先

西尾市総合政策部秘書政策課 企画政策担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

電話：0563-65-2154 (直通) FAX:0563-56-0212

Eメール:kikaku@city.nishio.lg.jp

※申請書類は秘書政策課(市役所3階)で配布
または市ホームページからダウンロード可



西尾市結婚新生活支援

検索